

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）への自動証明写真機設置事業者仕様書

京都市では、京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）に自動証明写真機（以下「写真機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。応募する者は、この仕様書をよく読み、申込みを行うこと。

1 設置目的

施設利用者及び京都駅前地域の利便性向上のため。

2 設置条件等

(1) 設置施設等

ア 設置施設

京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）1階（屋外）
（住所：京都市下京区 西洞院通塩小路下る東塩小路町939）

イ 設置台数

1台

ウ 設置場所

別紙（設置場所）のとおり（寸法：幅1200mm×奥行800mm×高さ2,000mm程度）

※ 電源設備（AC100V，最大15.0A）は、写真機設置前に、京都市において工事を実施する。

※ 設置場所は、京都市の都合により移動を命じる場合がある。

(2) 最低使用料

金410,000円（年額）

(3) 設置機種

ア 取扱品目

履歴書、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、TOEIC・TOEFL等の届出、申請等に使用できるものとする。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）以下とする。

ウ その他

（ア）1,000円紙幣，500円硬貨，100円硬貨が使用できるものとする。

（イ）英語，中国語，韓国語等の外国語に対応できるものとする。

（ウ）イタズラや盗難対策を備えたものとする。

（エ）故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示すること。

（オ）使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

（カ）機種の変更等を行う場合は、あらかじめ総合企画局総合政策室に申し出たうえで、承諾を得ること。

(4) 安全対策

できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置すること。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。

(5) 維持管理体制

ア フルオペレーション

設置事業者においては設置から商品補充、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに写真機内部・外観及びその周辺の清掃・美化等の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に大学のまち交流センター指定管理者と協議のうえ、施設業務に支障を来すことがないように十分に注意して行うこと。

3 応募資格要件

応募することができるのは、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者とする。

(1) 京都市競争入札参加資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有する者

ア 自動証明写真機設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること。

イ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

(2) 次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 自動証明写真機設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について３年以上の実績を有していること。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、２年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと。

オ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、一部の方を除いて（※）下記の書類の御提出をお願いします。

<応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）

<応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から３箇月以内に発行されたもの）

(※) 自己を証明する書類の提出を免除する方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体から免許、許可を得て設立される法人
- 3 その企業実態について、特別の事情により、上記１及び２に準じて、本市の契約相手方として足りる信頼性があると認められるもの

4 募集条件等

(1) 設置期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで

※ 平成30年10月1日以前に設置（サービス開始）可能な場合は、本市との協議により、期間等の取扱いを定めることとする。

※ 平成31年10月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用を許可することがある。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年間の使用料を百円単位で記入すること。

イ 使用料の納入

（ア）本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用許可書発行後又は年度の開始後30日以内）までに当該年度の年額使用料を納入すること。

（イ）本市が指定する期日までに、使用料の納入がない場合は、使用許可を取り消す。

なお、この場合においては、写真機の撤去に要する経費、その他一切の経費は設置事業者の負担とする。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とする。

(3) 必要経費

ア 写真機の設置、撤去及び原状回復

写真機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する費用等の一切は、設置事業者の負担とする。

イ 電気料金

（ア）写真機の運転に必要な電気料金は、写真機に設置する電気子メーターの検針に基づき設置事業者の実費負担とする。

（イ）電気料金は、設置施設の管理運営を行う指定管理者の指示に従うこと。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納入すること。

イ 本件の写真機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止する。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定する。

5 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

（ア）受付期間

平成30年7月31日（火）から平成30年8月20日（月）まで（必着）

（イ）送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 あて

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付すること。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなす。

イ 持参による場合

(ア) 受付期間

平成30年7月31日(火)から平成30年8月20日(月)まで

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】※受付は平日のみ

(イ) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所(本庁舎3階)

京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(2) 必要書類(各1部)

ア 応募申込書 **様式1**

イ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約する誓約書 **様式2**

※ 京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ。

ウ 自己を証明する書類

※ 3(2)に該当する者のみ。

エ 販売予定品目(写真機用)

オ 設置予定写真機等の仕様が分かる資料 } 様式は任意。

(3) 応募に当たっての注意事項

ア 上記以外による受付(電話、電子メール、ファックス等)は行わない。

イ 受付期間を過ぎた場合は、一切受け付けない。

ウ 応募申込書への金額の記載は、アラビア数字(0, 1, 2...)を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入しないこと。

エ 使用する通貨単位は、日本国通貨(「円」)に限る。

オ 提出済みの応募申込書は、いかなる理由があっても、書き換え、差替え、又は撤回することはできない。

カ 書類の記入は、ボールペンで行うこと。

キ 提出された書類の返却は行わない。

ク 応募申込書の様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードすること。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかった場合。

イ 指定された応募申込書以外で応募した場合。

ウ 1社(者)で2枚以上の応募申込書を提出した場合は、その全部。

エ 他の応募者の応募を掛け持ちした場合は、その全部。

オ 応募者の記名押印がない場合。

カ 応募価格の記載に訂正がある場合(訂正印も不可)。

キ 訂正容易な筆記用具により応募申込書が記入されている場合。

ク 応募価格(提案使用料)又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難い場合、又は漏れている場合。

- ケ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）以外の文字、数字の訂正、削除、挿入等があるもの。
- コ 応募者が協定して応募したとき、その他応募に際し不正の行為があったと認められる場合。
- サ その他この仕様書の条件等に違反した場合。

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書 **様式3**にその内容を記入のうえ、持参すること。
様式は、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページからダウンロードすること。

(1) 質問書受付期間（持参に限る。）

平成30年7月31日（火）から平成30年8月14日（火）まで
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】※受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所（本庁舎3階）
京都市総合企画局総合政策室大学政策担当 まで

(3) 質問に対する回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページに掲載する。

(4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書以外による質問（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じない。
- イ 応募内容、審査等に関する問合せには一切応じない。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで、「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定する。
- イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定する。

(2) 決定日

平成30年8月22日（水）（予定）
※ 都合により、前後する場合あり。

(3) 決定後の通知及び公表

決定後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知する。
また、総合企画局総合政策室大学政策担当のウェブページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定額を掲載する。

8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行うこと。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請を行うこと。

(2) 設置する写真機等の資料

図面等、設置する写真機の仕様が分かる資料等を提出すること。

9 設置事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消す。

- ・ 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合
- ・ 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- ・ その他本市が行政財産使用許可の相手方として不適當と認めた場合

10 その他

- ・ 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、設置事業者で負担するものとする。
- ・ 設置事業者は、写真機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告すること。販売実績は、次回の設置事業者募集等に当たり公表することがある。

● 参考（大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）施設の概要）

1 施設の設置目的

京都市大学のまち交流センター条例（以下、「条例」という。）に基づき、大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動その他の活動の用に供すること。

2 名称・所在地等

(1) 名称

京都市大学のまち交流センター（愛称：キャンパスプラザ京都）

(2) 所在地

京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

(3) 建物概要

[構造] 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建て

[敷地面積] 2,632.71㎡

[延べ床面積] 11,677.47㎡

[開設] 平成12年9月

6階	第1～8講習室、わかもの就職支援センター
5階	第1講義室・第1～5演習室・共同研究室
4階	第2～4講義室
3階	放送大学京都学習センター
2階	第1～3会議室・ホール・和室
1階	学生の活動拠点（学生PLACE+）・事務室・カフェ
地階	駐車場

3 入館者数

平成28年度 392,457人

平成29年度 398,569人